

医療法人社団 寄命会

おゆみ野楽隠居倶楽部
弐号館

2024年4月1日改訂



**医療サービス、介護サービスが
連携してご入居者様に
安心・安全な暮らしを提供します**

・充実した介護保険サービス

介護保険サービスを利用したいときに、迅速にご対応できるように下記の事業所を併設しています。

- ・訪問看護ステーション
- ・訪問介護※
- ・訪問リハビリ※
- ・通所リハビリ※
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護



※の印のある事業については近隣のサービス付き高齢者向け住宅おゆみ野楽隠居倶楽部に併設されています。

・隣接されたクリニックが24時間バックアップ

おゆみ野楽隠居倶楽部の運営主体である椎名崎クリニックが併設されているため、医療保険サービスにおいても迅速にご対応することが出来ます。

- ・名称
医療法人社団 寄命会 椎名崎クリニック
※在宅療養支援診療所(24時間対応可、往診可)
- ・所在地
千葉県千葉市おゆみ野南2-12-2
TEL043-293-1548 FAX043-293-2070
- ・診療科目
内科・腎臓内科・血液透析・消化器内科
<http://shiinazaki.iinaa.net/>



ご入居対象者

入居者条件(いずれかを満たす方)

- ・満60歳以上の方
- ・介護保険認定 要支援1～要介護5で60歳未満の方

同居者条件(いずれかを満たす方)

- ・配偶者又は60歳以上の親族
- ・介護保険認定 要支援1～要介護5で60歳未満の方

※事業主体の入居に関する審査後、ご入居となります。

ご入居までの流れ



- ①まずはご連絡を下さい。
- ②入居を希望する場合、申込書を行います。
- ③受入可能な場合、ご契約をさせていただきます。
- ④その後、入居日を正式に決定し、ご入居となります。

入居受入基準表

状況・病態	可否	状況・病態	可否
心疾患	○	神経難病	△
脳梗塞後遺症	○	在宅酸素	○
パーキンソン病	○	気管切開	×
糖尿病	○	褥瘡	△
人工透析	○	IVH	△
膀胱留置カテーテル	○	悪性腫瘍	○
人工肛門	○	認知症	△
胃ろう	○	たん吸引	△
腸ろう	△		
鼻腔経管	×		

あくまで基準表は目安となります。
まずはお気軽にご相談ください



館内図



共有設備



・食堂



入浴設備



※ご本人様の身体機能に合わせて適切な入浴サービスが提供できるようにするため、個浴から機械浴まですべて網羅しています。

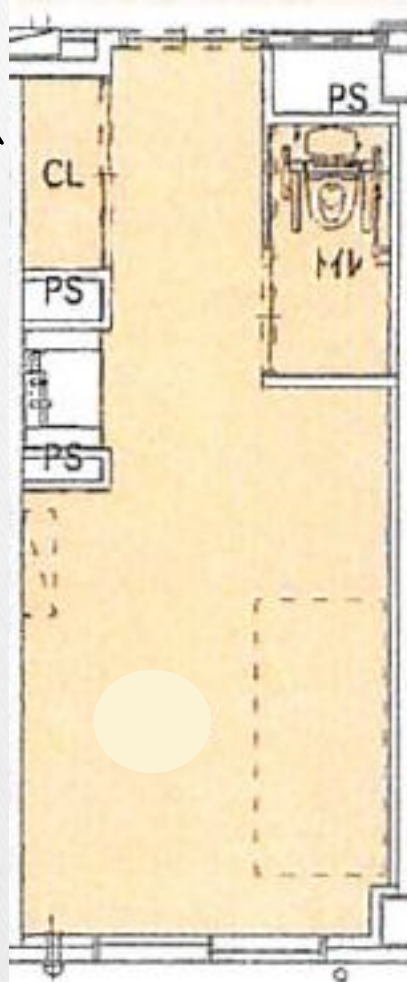
居室について



ウォークインクローゼット



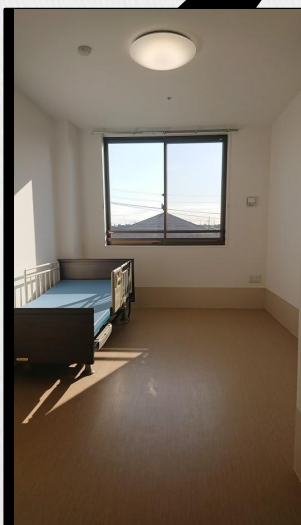
トイレ



洗面台



ナースコール



居室

項目	金額
賃料	60,000円
管理費	30,000円
生活支援サービス費	30,000円

※生活支援サービス費については別途、消費税がかかります

食事料金(税抜価格)

項目	金額
月額固定制	47,500円
朝食(単品)	500円
昼食(単品)	600円
夕食(単品)	700円

有料サービス

項目	金額
20分未満のサービス	1,000円
40分未満のサービス	2,000円
60分未満のサービス	3,000円
服薬管理	5,000円
寝具リース	5,000円



介護保険利用負担額早見表

要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1 (5,032単位)	5,560円	11,120円	16,681円
要支援2 (10,531単位)	11,636円	23,273円	34,910円
要介護1 (16,765単位)	18,525円	37,050円	55,575円
要介護2 (19,705単位)	21,774円	43,548円	65,322円
要介護3 (27,048単位)	29,888円	59,776円	89,664円
要介護4 (30,938単位)	34,186円	68,372円	102,559円
要介護5 (36,217単位)	40,019円	80,039円	120,059円



補助制度のご案内

① 1か月の自己負担が上限額を超えたとき（高額介護サービス費等）

同じ月に利用したサービスの1割(一定以上の所得のある方は2割または3割)の自己負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には、世帯合計額)が高額になり、一定額を超えたときは、市から通知が届き次第、申請[※]により、「高額介護サービス費等」が個人単位で支給されます。

※最初に1回だけ申請すれば、原則として、その後の申請は必要ありません。自動的に継続して支給されます。

利用者負担段階	所得区分		利用者負担上限額
第4段階	課税世帯	課税所得690万円以上	世帯で140,100円
		課税所得380万円以上690万円未満	世帯で93,000円
		課税所得145万円以上380万円未満	世帯で44,400円
	上記以外の方		
第3段階	世帯全員が市民税非課税	下記以外の方	世帯で24,600円
第2段階		前年の合計所得金額(P37参照)と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	世帯で24,600円 個人で15,000円
第1段階		高齢福祉年金受給者の方	世帯で15,000円 個人で15,000円
		生活保護の被保護者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等	世帯で15,000円 個人で15,000円

② 介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき（高額医療合算介護サービス費等）

介護保険と医療保険の両方に自己負担額があり、その負担合計額が高額となり、年間で一定額(限度額)を超えたときは、申請により超えた分が「高額医療合算介護サービス費等」として支給されます。

※毎年8月1日から翌年7月31日までの自己負担額の合計が対象となります。

※高額介護(予防)サービス費、高額療養費として支給(予定を含む)されたものは、合算の対象になりません。

■ 高額医療・高額合算サービス費等の自己負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得区分		後期高齢者+介護保険 (75歳以上)	被用者保険または国保 (世帯内の70歳～74歳) +介護保険	所得 (基礎控除後の 総所得金額)	70歳未満の方
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	212万円	212万円	901万円超	212万円
	課税所得 380万円以上	141万円	141万円	600万円超 901万円以下	141万円
	課税所得 145万円以上	67万円	67万円	210万円超 600万円以下	67万円
一般	市民税課税世帯で 上記以外	56万円	56万円	210万円以下	60万円
低所得者Ⅱ	市民税非課税世帯	31万円	31万円		
低所得者Ⅰ ^{※1}	市民税非課税世帯 (所得0円)	19万円	19万円	市民税非課税世帯	34万円

※1 低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、自己負担限度額(19万円)が高額介護サービス費等の限度額(年間約30万円)を下回るため、低所得者Ⅱの自己負担限度額が適用されます。

③ 高額介護サービス費等の貸付

利用者負担が高額になる場合などの一時的な費用負担にお困りの方には、貸付制度があります。

〈貸付の対象者〉高額介護サービス費の支給が受けられる方

※各介護予防サービスを含む。

※介護保険料に未納があり、給付制限を受けた方は支給対象となりません。

※みんなで支えあう介護保険(千葉市)のP23より抜粋

アクセス



お問い合わせ

〒266-0033

千葉県千葉市緑区おゆみ野南2-10-4

電話番号:043-497-6605

FAX番号:043-497-6615